

質問書回答 (R4.11.30 更新)

物件番号2 多摩区生田4丁目1859番12、2039番13、2039番14

| No. | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------------|-------------------------------|---|
| 1 | 固定資産税について | 購入後にかかる、生田4丁目の固定資産税はいくらか。 | 固定資産税・都市計画税(概算)：約11万円 こちらは非住宅用地に該当する場合の現時点での概算額です。所有権移転後の実際の税額をお約束するものではありませんので、予め御了承ください。 |
| 2 | 売払い予定地について | 売払いにかかる箇所は今後拡幅される道路に接道されるのか。 | 現在はその計画予定ですが、今後、拡幅自体の計画を見直す可能性もあるため、お約束できるものではありません。 |
| 3 | 道路拡幅予定地について | 拡幅予定地を使用するには、どこの部署と協議をすればよいか。 | 拡幅予定地の使用の可否については、建設緑政局道路河川整備部道路整備課が所管となりますので、そちらの部署と協議となります。 |